

第3章 再犯防止に向けた各種施策等

第1節 矯正

刑事施設においては、一部の施設で、従前から独自に性犯罪再犯防止のための教育を実施してきたが、平成16年11月に奈良県で発生した女児誘拐殺人事件等を契機として、17年に法務省矯正局と保護局が共同して性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げ、18年度から性犯罪再犯防止指導を特別改善指導の一つとして実施している。

少年院においても、性非行を犯した少年に対する教育は、従前から各施設において、性非行の問題性に焦点を当てた問題群別指導の一つとして行ってきたが、平成22年の「少年矯正を考える有識者会議」の提言を背景に、24年に「矯正教育プログラム（性非行）」を開発し、27年度から、特定生活指導の一つとして性非行防止指導を実施している。

さらに、性犯罪者処遇の一貫性を保つために、刑事施設と保護観察所との間では、性犯罪者処遇に係る情報の相互引継がなされ、法務省と警察庁の間では、子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等の情報共有がなされている。

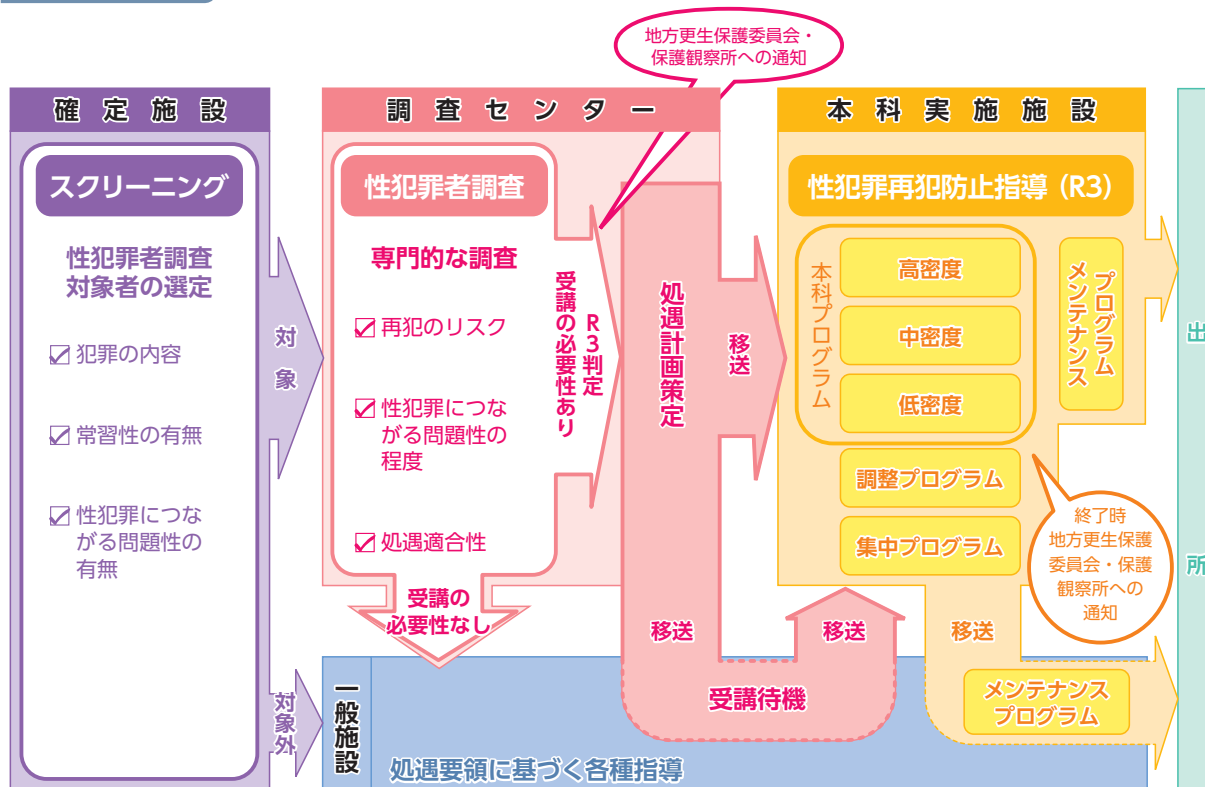
本節では、性犯罪の再犯防止のために矯正施設において実施されているこれらの施策について紹介するとともに、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施体制に関する調査の結果を紹介する。

1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導

刑事施設における受刑者に対する性犯罪再犯防止指導は、性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的とするものであり、性犯罪者調査対象者のスクリーニング、性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要は、**3-1-1図**のとおりである。

3-1-1 図

刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要



(1) 選定手続

性犯罪再犯防止指導の対象者の選定に当たっては、新たに刑が確定した受刑者について、その者が在所する刑事施設（確定施設という。以下この節において同じ。）におけるスクリーニングと調査センター（矯正管区の管轄区域ごとに矯正局長によって指定された高度の専門的知識及び技術を活用して精密な処遇調査を必要とする事務を行う刑事施設をいう。）における性犯罪者調査の2段階があり、これらを組み合わせることによって、性犯罪の再犯リスクの高い受刑者を特定し、全国の指導実施施設の指導実施状況を勘案して、適切な受講対象者を振り分け、効率的に指導が行われるよう配慮されている。

ア 性犯罪者調査対象者のスクリーニング

新たに刑が確定した全受刑者について、確定施設において、「性犯罪者調査対象者」のスクリーニングが行われる。スクリーニングにおいては、事件名（強姦、強制わいせつ等）又は事件内容（前歴を含む。）から判断してわいせつ目的がうかがえるなど、「性犯罪受刑者」に該当する者について、①常習性・反復性が認められる者又は②性犯罪につながる問題性の大きい者であ

るか否かなどが判断される。

確定施設において性犯罪者調査の実施の必要性があると判断された者については、調査センターに移送され、詳細な性犯罪者調査が実施される。

ただし、身体疾患、精神疾患の治療が優先される、日本語能力等に問題がある、性犯罪再犯防止指導を受講するための刑期が不足しているなど、調査センターにおける性犯罪者調査の実施が明らかに困難であったり不適當であったりする者は調査対象者から除外される。

イ 性犯罪者調査

性犯罪者調査においては、前記スクリーニング項目に加え、対象者の①性犯罪の再犯リスク（再犯と結びつく要因）、②処遇ニーズ（処遇によって変化させることで再犯リスクの低下につながると思われる事項）及び③処遇適合性（対象者の知的能力、動機付けの度合い及び身体的・精神的問題の有無等によって判断されるプログラムの受講適性）をあらかじめ設定した客観的基準によって判断し、当該受刑者が性犯罪再犯防止指導を受講すべきと判断した場合には、特別改善指導のうちR3（性犯罪再犯防止指導）の判定を行い、その者について、必要な指導密度（本項（2）ア参照）、受講させる指導科目の内容、受講させる施設、受講させる時期、受講までの間に必要な働き掛け等について処遇計画を作成する。

性犯罪再犯防止指導の受講が必要と判断された受刑者は、処遇指標及び指導密度等を考慮して全国19庁の指導実施施設のうちの一つの施設において当該指導を受講することとなるが、執行すべき刑期の長さ、実施すべき施設での受講人員等の事情によって、性犯罪者調査終了後直ちに指導実施施設に移送される場合と、一旦別の施設に収容された後に指導実施施設に移送される場合とがある。

（2）指導の実状

ア 指導科目

性犯罪再犯防止指導における指導は、オリエンテーション、本科プログラム及びメンテナンス・プログラムの順に行われる。

本科プログラムの指導科目は、「自己統制」、「認知のゆがみと変容方法」、「対人関係と親密性」、「感情統制」及び「共感と被害者理解」で構成されている。指導対象者はその再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、本科プログラムの全科目を受講する「高密度」、必修科目に加えて本人の処遇ニーズに応じて必要な科目を選択して受講する「中密度」及び必

修科目のみを受講する「低密度」の3種類の指導密度のいずれかに指定される。

本科プログラムは、認知行動療法を基盤とし、性犯罪等の問題行動に至った要因及びその行動に至るパターンを検討して、自らが早期にそのパターンに介入することによって問題の再発（リラプス）を防止するスキルを学ぶ、リラプス・プリベンションの技法を用いている。

また、指導の期間は個々の指導対象者の必要性や指導実施施設の実情によって異なるものの、最長の高密度においてもおおむね8か月であり、受講を終了したとしても、出所まではかなりの期間が経過したり、一般施設に移送されて受刑する者も多いことから、円滑な社会復帰を図る目的で、出所前に本科プログラムで学んだ知識やスキルを復習させるメンテナンス・プログラムを実施している。

性犯罪者の中には事件の責任を認めようとしなかったり、自らが性犯罪者であることを秘匿しようとするなど、性犯罪再犯防止指導を受講する動機付けが低い者がいることが指摘されており、これに対処するために、平成23年から動機付け面接の理論を活用して個別面接の形式で事前指導（プレ・プログラム）を実施してきたが、これをグループワークの形式で行う、「準備プログラム」が開発され、26年からは高密度及び中密度の指導対象者に本格的に実施している。また、知的能力に制約がある者に対して、本科プログラムの内容をイラスト等の視覚情報を効果的に取り入れるなどして理解しやすくした上で、SSTや金銭管理等の補助科目を必要に応じ実施する「調整プログラム」のほか、刑期が短いなどの理由で受講期間が十分に確保できない者を対象に各指導科目の内容を効率的かつ効果的に理解できるよう中心的指導内容を集中させた「集中プログラム」などを開発し、実施している。

イ 実施状況

実施の単位は、標準的には、指導者2人と対象者8人による、1回100分程度のグループワークとしている。また、必要に応じて個別面接等を組み合わせることもある。

なお、性犯罪再犯防止指導の実施人員の推移については、**3-1-2表**のとおりである。

3-1-2表

性犯罪再犯防止指導の受講開始時人員の推移

(平成18年度～26年度)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人員	266	378	443	456	451	498	549	521	492

注 法務省矯正局の資料による。

(3) 効果検証

平成24年、矯正局において、「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析」が公表された^(※3)。これは、刑事施設を出所した「性犯罪受刑者」2,147人（うちプログラムを90%以上の出席率で受講した者1,198人及び受講しなかった者949人）を最長3年間追跡し、再犯の内容を「全ての犯罪」、「性犯罪」、「性犯罪を除く粗暴事犯」及び「その他の犯罪」に類型化して調査したものである。性犯罪再犯防止指導を受講した者と受講しなかった者の出所後3年間の再犯率（推定値）を算出し、それぞれの再犯リスクの程度の差を統制した上で比較したところ、当該指導を受講した者については、受講しなかった者に比較して「全ての犯罪」において再犯率が低く、同指導に一定の効果が認められた。

今後は、逸脱した性的関心へのより効果的な介入、迷惑防止条例違反事犯者（特に痴漢）に対する効果的なプログラムの開発、個々の受刑者の処遇ニーズに対する介入の在り方、社会内でのフォローアップ等が課題であるとされた。

(4) 指導の発展

性犯罪再犯防止指導は現在19庁で実施されているが、その実施環境には差異があり、限られた人的・物的資源を有効に利用するために、施設全体が実施環境を整えたり、指導者の養成を全国レベルで行ったりする必要性が指摘されており、毎年、全国の施設において指導者となった職員に対する集合研修が行われている。また、性犯罪再犯防止指導実施施設のうち、性犯罪再犯防止指導に係る研修会の開催及び他施設に対する指導・助言を行う「推進基幹施設」と、他施設に対する指導・助言を行う「特別重点実施施設」がそれぞれ2庁指定されており、これらの施設の経験の豊富な指導者による他施設への巡回指導や、各施設の指導者が推進基幹施設及び特別重点実施施設での指導に関する話し合い（事例検討）に参加することを通して、効果的な指導につながる方策等を考察し、自施設での指導効果の向上に活用する「施設間事例検討」が行われている。さらに、各施設においては、大学等から専門家を招へいして助言を受けたりするなどして、指導者の知識や指導技術の向上に努めている。

(※3) 法務省矯正局成人矯正課（2012）「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 研究報告書」（法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00009.html）

(5) 施設調査の結果

ア 施設調査の概要

平成25年度に性犯罪再犯防止指導の本科プログラムを実施していた施設を対象として、性犯罪再犯防止指導に関する外部の専門家による助言（以下この節において「スーパーバイズ」とする。）の実施状況について聞き取り又は質問紙調査を実施した。調査実施時期は平成25年9月から26年3月までであった。

イ 施設調査の結果

調査対象施設のうち、性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設、特別重点実施施設又は重点実施施設に該当し、スーパーバイズに関する資料が得られた13庁について、その実施状況を詳しく見ると、以下のとおりであった。

(ア) スーパーバイザー

各施設においてスーパーバイズを行っている外部の専門家（以下この節において「スーパーバイザー」とする。）の人数は、最も少ない施設で1人、最も多い施設で6人であった。13庁のスーパーバイザーの総数は30人であり、1施設当たりのスーパーバイザーは平均2.3人であった。性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設及び特別重点実施施設に指定された4施設について見ると、1施設当たりのスーパーバイザーは平均4.0人であった。

30人のスーパーバイザーの職業等を見ると、大学関係者（教授、准教授、助教等）が21人、精神科医師（医師で大学関係者である場合を含む。）が6人、臨床心理士が3人であった。

(イ) スーパーバイズの方法

スーパーバイズの方法を見ると、スーパーバイザーが指導の様子を観察する方法として、モニタリングシステム等を用いて指導場面を観察しているもの、録画した指導場面の視聴によるもの、スーパーバイザー自身が指導に参加しているもの、指導場面についての逐語録によるものがあつた。

(ウ) スーパーバイズの頻度

スーパーバイズの実施頻度に関する情報が得られた12庁について、スーパーバイズの実施頻度を見ると、最も頻度の低い施設でも月1回であり、平均すると月2.7回であった。

2 少年院における性非行防止指導

少年院における性非行防止指導は、平成24年度に在院者指導用の標準プログラムを策定し、25年度から、2庁において、同プログラムを用いた「矯正教育プログラム（性非行）」として指導を開始した。その後、27年の少年院法の施行により、矯正教育のうち、特定生活指導（性非行防止指導）として全国の少年院で実施されることとなった。

（1）指導対象者の選定

性非行防止指導の対象者は、本件非行名が性非行（集団強姦、強盗強姦、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）に該当する者、又は本件非行は性非行には該当しないが、性的な動機に基づき非行をじゃっ起した者のうち、当該非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるものである。

指導対象者の選定は、対象者を収容する少年院の長が、在院者との面接結果や少年鑑別所の長の意見等を踏まえて行う。

（2）指導内容

性非行防止指導は、性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的として、実施するものである。当該指導は性非行に関する自己理解を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させることを目的とした12単元から成るワークブック教材を用いた中核プログラムと、アンガーマネージメント（怒りの統制）、被害者心情理解指導、性教育等の各種指導を組み合わせた周辺プログラムで構成されている。指導実施後は、出院までの期間に、中核プログラムの実施内容の復習や出院後の生活を見据えた対処方法を学ぶフォローアップ指導を受講させることとし、在院期間を通じた継続的指導に努めている。

（3）重点指導施設

指導対象者のうち、第1種少年院（保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者を除く。）を収容する少年院）在院者であって、性非行防止指導を重点的かつ集中的に実施する必要性が高く、かつ保安上、医療上、保護調整上重点指導施設での指導実施に支障がなく、グループワークでの指導に適している者については、全国2庁の重点指導施設に移送して約4

か月間の重点的かつ集中的な指導を実施し、当該指導終了後は、元の施設に再度移送してフォローアップ指導を行う。

移送して指導を行う場合には、指導対象者に重点指導施設における指導について説明し、当該指導への動機付けを図るとともに、その保護者に対しても理解と協力を求めるよう努めているほか、フォローアップ指導の効果的実施のため、重点指導施設と元の施設との間で情報を共有している。

(4) 中核プログラムの実施方法

重点指導施設以外の施設における中核プログラムは、指導対象者の事情等に応じてグループワーク又は個別指導のいずれかを選択して実施している。

一方、重点指導施設における中核プログラムは10人程度のグループワークで行われるほか、実施に当たっては、指導全般において、認知行動療法等の技法に通じた外部専門家の協力を得るなどしている。

(5) 効果検証

重点指導施設の長は、処遇効果の検証のため、中核プログラムの終了後に少年鑑別所の処遇鑑別を実施するほか、必要に応じて指導開始時、指導期間中等の適宜の時期にも同鑑別を実施している。

(6) 指導者の育成

標準化されたプログラムを全国統一的に同水準で実施するためには、指導者の育成が不可欠である。育成に当たっては、全国レベルで指導者を対象とした集合研修を実施するほか、各施設においても職員研修や研究授業等を実施したり、民間機関から専門家を招へいして助言を受けるなどして、指導者の知識や技能の向上に努めている。

3 関係機関との連携等

(1) 保護観察所等との情報の引継

刑事施設と保護観察所では、施設内及び社会内における性犯罪者処遇の一貫性を保ち、処遇の実効性を高めることを目的として、刑事施設において実施した性犯罪再犯防止指導の実施結果及び保護観察所において実施した性犯罪者処遇プログラム（本章第2節参照）の実施結果を

相互に引き継いでいる。

刑事施設から地方更生保護委員会及び保護観察所へは、R 3の指定がなされた者について、①身上調査書を送付するとき、②本科プログラムを終了したとき、③仮釈放を許すべき旨の申出をするとき及び④地方更生保護委員会又は保護観察所の長から依頼があったときに、指導の受講計画、処遇プログラムの実施状況等に係る情報を通知している。他方、保護観察所からは、保護観察所において処遇プログラムを受講した仮釈放者のうち、仮釈放に係る刑の受刑中にR 3の指定を受けていた者について、保護観察の終了時等に処遇プログラムの実施結果等が刑事施設に送付される。

また、少年院においても、性非行防止指導の実施結果について、保護観察所及び地方更生保護委員会に情報提供するほか、保護観察官や保護司に、指導の経過及び結果について説明を行うなどしている。

(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪者等に係る受刑者の釈放等に関する警察への情報提供

平成17年6月から、子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯を防止するため、被害者が13歳未満の強制わいせつ、強姦、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦等の罪で服役した受刑者の出所情報（釈放予定日、入所日、帰住予定地等）を法務省から警察庁に提供する制度が運用されており、27年5月31日までに1,445人の対象者について情報提供を行っている（法務省矯正局の資料による。）。同制度は23年から拡充され、法務省から警察庁に対し、当該受刑者の性犯罪再犯防止指導の指導密度の別や再犯防止のために参考となる事項が情報提供される一方で、法務省は警察庁から当該受刑者の出所後の再犯状況等について情報提供を受けることとなった。なお、同年以降、刑事施設等の長は、前記情報提供をした場合、当該受刑者に、情報提供の制度の概要を告知するとともに、当該受刑者についての情報提供を行った旨の告知をすることとなった。

第2節 更生保護

更生保護においては、性犯罪の保護観察対象者に対し、その問題性等に焦点を当てた効果的な処遇を実施し、保護観察の実効性を高めるため、平成2年度から、類型別処遇の一環として「性犯罪対象者」の類型を設定した処遇を行っている（15年度以降は、「性犯罪等対象者」の類型に変更）。さらに、性犯罪者に対する処遇の一層の充実化の要請の中、18年度からは性犯罪者処遇プログラムを実施している。

本節では、性犯罪の再犯防止のために、更生保護において保護観察対象者に対し実施しているこれらの施策について紹介する。

1 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とした制度である。

性犯罪の保護観察対象者については、①本件処分の罪名又は非行名に、相手方の意思を無視して行う性的行為（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ・準強姦、集団強姦等、強制わいせつ等致死傷、強盗強姦及び同致死（いずれも未遂を含む。))が含まれる者、②本件処分の罪名又は非行名のいかににかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者（のぞき・盗撮、下着盗、性器露出、性的欲求に起因するストーカー行為、痴漢行為による迷惑防止条例違反等をした者）のいずれかに該当する者を「性犯罪等対象者」の類型に認定し、類型別処遇を実施している。

類型別処遇の実施に当たっては、関係資料や面接を通して、保護観察対象者の過去の非行・犯罪歴、生育歴、家族関係、性格、嗜好、本件の概要、通院歴等を精査し、性犯罪に至った動機・原因を把握し、①内向的な少年等による性非行、②不良集団による性非行、③女性蔑視観による攻撃的性犯罪、④快楽追求型性犯罪、⑤性倒錯的性犯罪の五つのタイプのうちいずれのタイプに属するかを見極めて大まかな特徴を理解した上で、個々の保護観察対象者が持つ性犯罪傾向、性格特徴、問題点等を把握して処遇の方針を立て、保護観察を実施している。

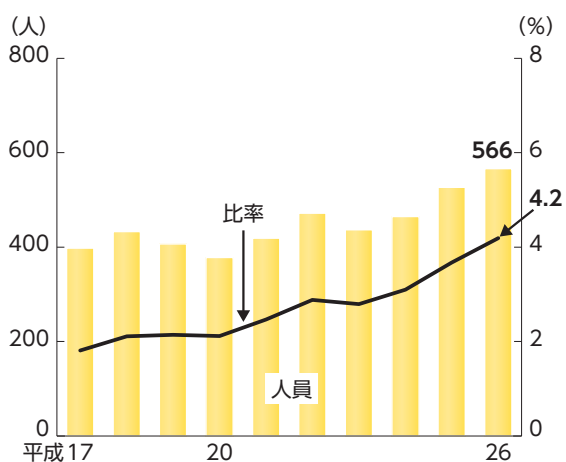
「性犯罪等対象者」の類型に認定された人員等の推移（最近10年間）について、保護観察の種別ごとに見ると、**3-2-1図**のとおりである。保護観察処分少年では、最近10年間で、約1.4倍

に増加し、保護観察付執行猶予者では、約1.3倍に増加している。保護観察対象者（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）の各総数のうち、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者の占める比率は、いずれの保護観察の種別においても上昇傾向にある。

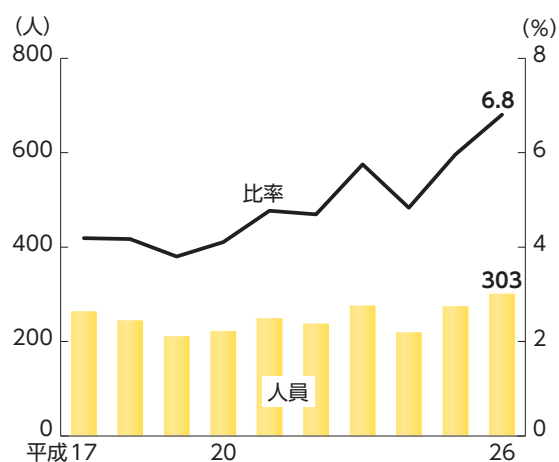
3-2-1 図 「性犯罪等対象者」の類型認定人員等の推移

(平成17年～26年)

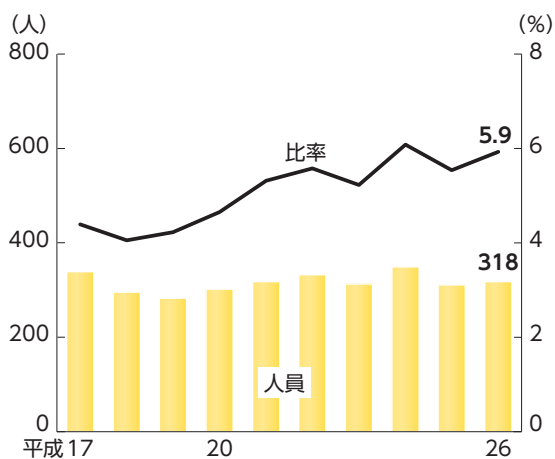
① 保護観察処分少年



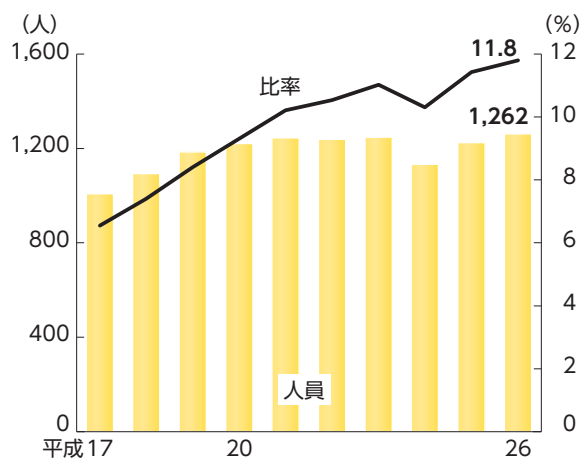
② 少年院仮退院者



③ 仮釈放者



④ 保護観察付執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各年12月31日現在の数値である。
 3 「比率」は、保護観察対象者（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）の各総数のうち、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者の占める比率をいう。

2 性犯罪者処遇プログラム

平成18年9月以降、保護観察所において、「性犯罪等対象者」の類型に認定された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の男子を対象に、専門的処遇プログラムの一つである性犯罪者処遇プログラムを実施している。

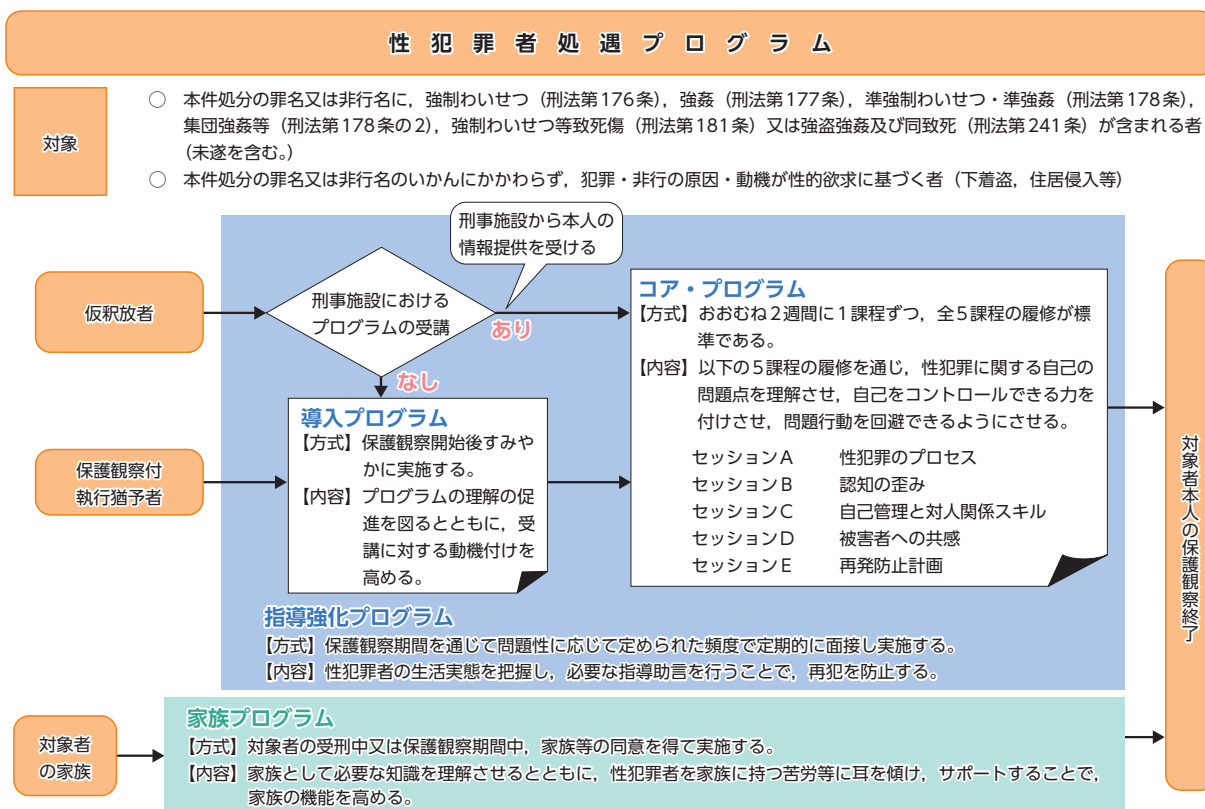
このプログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善することを目的としたものである。

(1) 構成・内容

性犯罪者処遇プログラムは、①コア・プログラムを中核として、②導入プログラム、③指導強化プログラム、④家族プログラムの四つのプログラムから構成され、その概要は、3-2-2図のとおりである。

3-2-2 図

保護観察における性犯罪者処遇プログラムの概要



注 法務省保護局の資料による。

ア コア・プログラム

コア・プログラムは、特別遵守事項の対象となるプログラムであり、性犯罪の再犯防止に向けて、性犯罪等対象者の自己理解を促進させ、自己をコントロールする能力を身に付けさせることを目的として、健康上・能力上の支障や保護観察期間が短く十分な実施期間を確保できないなどの理由がある場合を除き、保護観察開始後、おおむね3月で5課程を実施し、遅くとも6月以内に修了させるものである。コア・プログラムの5課程の内容は、**3-2-3表**のとおりである。

3-2-3表

性犯罪者処遇プログラム コア・プログラムの内容

課 程	内 容
セッションA 性犯罪のプロセス	性犯罪者自身に自分の起こした性犯罪がどのような過程で起きたのか、性犯罪のプロセスのモデルを用いて理解させ、性犯罪がコントロール可能なものであるという本人の意識を高めていくとともに、変化に向けての動機付けを強める。
セッションB 認知の歪み	性犯罪を是認するような誤った考え方や偏ったものの見方、自分に都合の良い思い込み等（これらを「認知の歪み」と呼ぶ）を自覚させ、社会適応的な認知へと再構成させることにより、自分の事件に関する否認や正当化（言い訳）等を減少させる。
セッションC 自己管理と対人関係スキル	事件のサイクル（性犯罪のプロセス）から抜け出す具体的な方法として、自己管理と対人関係のスキルを身に付けさせることにより、実際の生活場面において自分の衝動や感情をコントロールし、他者との関係を築いていくことができるようにする。
セッションD 被害者への共感	被害者が受ける影響について、被害者の立場に立って考えさせることにより、事件につながる認知の歪みを修正するとともに、再犯の防止に向けた動機付けを高める。
セッションE 再発防止計画	これまでの各セッションの内容を振り返りつつ、性犯罪を起こさないための方法を具体的な行動計画としてまとめ、自分自身をコントロールし、性犯罪を起こさないという意識を強化させる。

原則として、保護観察官が個別処遇によりコア・プログラムを実施するが、特別処遇実施班（新たな処遇方法を取り入れた保護観察を集中的・継続的に実施することにより、保護観察における専門的処遇を一層発展させることを目的とする班）を設置している保護観察所（東京、名古屋、大阪及び福岡）では、集団処遇によりコア・プログラムを実施している。また、保護

観察対象者が遠方に居住し、保護観察所への出頭に著しい困難を伴う場合には、定期駐在場所（保護観察官が定期的に自ら担当する保護区の市町村役場等に出向いて、保護観察対象者等との面接等を行う場所）においても実施している。

また、コア・プログラムの5課程が修了した後も、保護観察対象者からの申出により、継続して各セッションを実施することができる。この場合、セッションEで作成した再発防止計画の日常生活における実行状況のフォローのほか、各セッションのうち保護観察対象者の理解や内容の達成が十分でない部分又は特に必要性が高いと判断される部分を再度実施することとされている。

イ 導入プログラム

導入プログラムは、コア・プログラム受講対象者のうち、刑事施設の性犯罪再犯防止指導を受講していない仮釈放者及び保護観察付執行猶予者を対象に、本件性犯罪及び過去の性犯罪等に関する基本的な調査（以下「アセスメント」という。）を実施するとともに、コア・プログラムの説明を行うことによって、対象者に対してコア・プログラムの参加に向けた動機付けを高めることを目的としている。アセスメントは、「導入プログラム アセスメントシート」を用いて行い、事件の特徴、事件当時の生活状況、過去の性犯罪歴等を把握して事件の分析を行うとともに、事件が与えた影響についてどう考えているか、過去に事件をやめようとする何らかの努力があったかなどを調査して、再犯防止に向けた動機付けの評価も行っている。

なお、導入プログラムは、保護観察開始後速やかに行うこととされており、コア・プログラムの実施者である保護観察官が個別処遇により実施しているが、特別処遇実施班を設置している保護観察所では、同班が導入プログラムを実施している。

ウ 指導強化プログラム

指導強化プログラムは、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者（コア・プログラム受講の除外対象も含む。）を対象とし、保護観察期間を通じて、保護観察官又は保護司が定期的に直接的な指導を行うとともに、再犯の予兆を速やかに把握し、必要な指導助言等を行うことで生活を安定させることを目的として実施するものである。

エ 家族プログラム

家族プログラムは、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者（コア・プログラム受講の除

外対象も含む。)の家族のうち、同意を得られた家族に対して、コア・プログラムの概要について説明し、家族から必要な協力が得られるようにするほか、家族を精神的にサポートすることにより、家族の苦痛を軽減させて、更生の援助者としての家族の機能を高めることを目的として実施するものである。保護観察官又は保護司が、対象者の家族に個別に面接して実施するが、「引受人会」のように集団形式で実施することもできる。

(2) 実施状況

平成18年から26年までの性犯罪者処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移は、**3-2-4表**のとおりである。

3-2-4表

性犯罪者処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成18年～26年)

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
仮 釈 放 者	156	509	583	597	618	552	542	562	582
保護観察付執行猶予者	104	346	325	295	292	298	291	340	318

- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 性犯罪者処遇プログラムのうち、コア・プログラムを受講する旨の特別遵守事項が設定された者を計上している。
 3 平成18年については、「仮釈放者」は同年9月1日以降に仮釈放となった者を、「保護観察付執行猶予者」は同月19日以降に保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者をそれぞれ計上している。

(3) 保護観察官の指導力の育成

性犯罪者処遇プログラムは、本項の冒頭で述べたとおり、心理学等の専門的知識に基づいて行われるものであることから、同プログラムを実施するに当たっては、これを担当する保護観察官がそれらに関する十分な知識及び技能を修得している必要がある。

そこで、保護観察官に対する各種研修においては、性犯罪者処遇プログラムに関する知識及び技能を身に付けるための指導が行われている。具体的には、新任の保護観察官に対する「保護観察官中等科研修」において、認知行動療法の基礎や性犯罪者処遇プログラムの概要についての指導が行われているほか、保護観察官に処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的とし、性犯罪者処遇プログラムのうちのコア・プログラムを効果的に実践していくための基本的な考え方や留意点について実践を交えた指導を行う各種研修が行われている。

また、性犯罪者処遇プログラムは、法務省矯正局及び保護局が共通の理論に基づいて策定し

たものであり、同プログラムをより効果的に行うためには、刑事施設及び保護観察所の指導担当者等の効果的な連携が求められることから、矯正局及び保護局では、平成20年度から、「性犯罪者処遇プログラムにおける矯正・保護実務者研究協議会」を毎年開催し、プログラムの実施者の知識、技能を向上させるとともに、刑事施設と保護観察所との情報共有や相互理解に基づく効果的な連携を図っている。

(4) 性犯罪者処遇プログラムの効果検証

平成24年12月、法務省保護局から、保護観察所において実施した性犯罪者処遇プログラムの効果を検証した調査の結果が公表された。^(*4)

調査の対象は、コア・プログラムの受講群と非受講群で、受講群はコア・プログラムを修了した性犯罪者3,838人（仮釈放者2,528人，保護観察付執行猶予者1,310人），非受講群は性犯罪者処遇プログラムが未だ導入されていなかったためコア・プログラムを受講していない性犯罪者410人（仮釈放者285人，保護観察付執行猶予者125人）であった。調査は、この受講群と非受講群の再犯の発生状況を追跡調査（最長4年）する方法により行われた。

この調査の結果、①全ての再犯について受講群の方が非受講群よりも推定再犯率が低いこと、②性犯罪の再犯についても受講群の方が非受講群よりも推定再犯率が低いことが明らかになったほか、③性犯罪の再犯を、強姦、強制わいせつ及びその他（下着盗、露出、窃視、児童買春等）の罪名別で見ると、いずれも受講群が非受講群よりも推定再犯率が低く、取り分け強制わいせつとその他は、統計的に有意に低いことが明らかになった。

3 性犯罪者処遇プログラムの実施状況

法務総合研究所では、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施状況を概観するため実地調査を行った。保護観察官が個別処遇によりコア・プログラムを実施している保護観察所と、特別処遇実施班において集団処遇によりコア・プログラムを実施している保護観察所におけるそれぞれの実施状況について紹介する。

(*4) 法務省保護局参事官室（2012）「保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」（法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_press-release01_index.html）

(1) 個別処遇における取組（奈良保護観察所）

ア 実施体制

奈良保護観察所には、特別処遇実施班は設置されておらず、性犯罪者処遇プログラムを受講する保護観察対象者を担当する保護観察官が個別処遇によりコア・プログラムを実施しており、必要に応じて、他の保護観察官や同対象者の担当保護司等を同席させるなどしている。

イ 実施状況

導入プログラムを実施する際に、コア・プログラムの実施日としておおむね2週間に1課程ずつ全5課程の実施日を指定している。ただし、この頻度により出頭した場合には社会生活に支障が生じるなど、やむを得ない場合に限り、課程実施日の間隔が1月を超えない範囲で出頭頻度を決め、保護観察開始後6月以内に全課程を修了させるものとしている。実施場所は、保護観察所で実施するものとしているが、対象者が同所から遠方に居住し、同所に出頭させることに著しい困難がある場合には、定期駐在場所で実施することができる。

ウ 特徴的な取組

コア・プログラムの各課程を実施した後、保護観察官は面接票を作成するが、奈良保護観察所においては、面接票に、前回のセッションで指示した課題の履行状況や、セッションの実施中に対象者が作成したワークシート名など、記載する項目をあらかじめ定めておくことで、コア・プログラムの実施状況が適切に記録できるよう工夫している。

(2) 特別処遇実施班における取組（東京保護観察所）

ア 実施体制

東京保護観察所には特別処遇実施班が設置されており、班長1人を含む6人の班員（男性保護観察官3人、女性保護観察官3人）により、性犯罪者処遇プログラムを実施している。

イ 実施状況

導入プログラムの対象者に対して、保護観察の初回面接の際に、保護観察官が、コア・プログラムの概要と日程を説明した上で、「導入プログラム アセスメントシート」を交付し、コア・プログラムのセッションAの際に同シートを持参するよう指示している。

前記アセスメントシートを用いた面接とコア・プログラムのセッションAは、2人の保護観

察官が1人の対象者に対して、個別処遇により実施している。コア・プログラムのBからEの各セッションでは、男性と女性の保護観察官がペアで一つのグループの進行役になり、集団処遇でコア・プログラムを実施している。

コア・プログラムの実施期間は、開始から修了まで3か月から4か月程度であり、1回のセッションは2時間である。一つのグループは、おおむね3人から5人の対象者で構成されており、対象者の選定に当たっては、同一の刑事施設において同じグループで性犯罪再犯防止指導を受講した者や住居が近い者等を同じグループで受講させないなどの配慮をしている。

グループワークを実施する保護観察官は、グループワークの効果を上げるため、対象者の発言に対して他の対象者から発言を引き出すようにしたり、対象者相互に気づきが深まって共感が生まれるよう工夫したりするなど配慮している。あるグループワークを終えた対象者からは、「グループで行うことで、他の人の意見を聞くことができ、いろいろと気付いたことがあった。」、「考えを共有し合うことの大切さが感じられた。」といった感想が述べられていた。

ウ 特徴的な取組

東京保護観察所では、コア・プログラムの全課程を修了した後も、保護観察期間が残されている対象者（その大半は保護観察付執行猶予者）を対象に、フォローアップ体制として、毎月1回、任意で参加できるプログラム（コア・プログラムの復習や認知行動療法等のトピックを設定している。）を実施している。また、保護観察終了後に相談する機関がなくなるなどの不安を訴える対象者には、民間の相談機関や医療機関等を紹介している。

エ 実施者の育成

実施者の育成のため、大学教員と精神科医が、それぞれ毎月1回ずつセッションの実施状況を見学し、セッションの終了後、グループワークの進め方や個々の対象者の処遇について保護観察官に助言を行っているほか、保護観察官の間でも、毎回セッションの終了後、実施状況を振り返って効果的なグループワークの進め方などの検討を行っている。

（3）特別処遇実施班における取組（大阪保護観察所）

ア 実施体制

大阪保護観察所には特別処遇実施班が設置されており、班長1人を含む6人の班員（男性保護観察官3人、女性保護観察官3人）により、性犯罪者処遇プログラムを実施している。

イ 実施状況

導入プログラムは、セッションAの実施者である特別処遇実施班員が、同セッション実施前に行っている。

コア・プログラムのセッションAは、男性と女性の保護観察官がペアになって、1人の対象者に対して個別処遇により実施している。コア・プログラムのBからEの各セッションでは、3名ないし4名の保護観察官で実施しているが、男性の保護観察官が少なくとも2名は入るようになっている。4名で実施する場合、うち1名の保護観察官は、知的に制約のある対象者等に対して、プログラムの趣旨や実施者及び他の対象者の発言内容を個別に分かりやすく説明したり、適切な発言ができるよう助言したりすることで、当該対象者がセッションに円滑に参加できるよう補助する業務を行っている。また、セッションEでは、グループワークを行った後、各対象者が、保護観察官の助言を受けながら個別に再発防止計画を立てる時間を設けている。

コア・プログラムの実施期間は、開始から終了まで3か月程度であり、セッションごとの実施時間は、セッションAが3時間、セッションB、C及びDが2時間30分である。セッションEについては、グループワークを2時間実施した後に、再発防止計画をまとめるための個別処遇を40分程度実施している。一つのグループは、おおむね2人から5人の対象者で構成されており、その選定に当たっては、共犯者、同一の更生保護施設帰住者、同一の刑事施設内で同一の工場や性犯罪再犯防止指導のグループにいた者及び同一施設において同一の期間に釈放前指導を受けた者を同じグループで受講させないなどの配慮をしている。

グループワークを実施する保護観察官は、グループワークの効果を上げるため、事前打合せで、それぞれの対象者の犯罪内容、認知の癖、行動、性格など個別に細かく検討した上でセッションに臨むようにしている。また、グループワーク実施中は、保護観察官が適切に介入することで、対象者の発言に対して他の対象者の発言を引き出し、互いに気付きが得られるよう工夫したりするなどの配慮をしている。

ウ 実施者の育成

実施者の育成のため、セッションの実施前の打合せや実施後の反省会を毎回実施している。セッションの実施前の打合せでは、対象者の指導上留意すべき点、セッションの内容、各保護観察官の役割分担等の確認を行い、円滑にセッションが進行するよう配慮している。実施後の反省会では、対象者の受講状況だけでなく、保護観察官の指導状況についても振り返り、次のセッションで留意すべき事項や、個々の対象者の担当保護観察官への引継事項を確認し、次

回のセッションや対象者の処遇全体が効果的なものとなるよう配慮している。

また、月に2回、セッションに参加する精神科医から、SSTや被害者関係のテーマについて指導を受けているほか、セッションに参加した刑事施設の性犯罪再犯防止指導の指導者である職員から助言を得るなど、実施者の技術の向上に努めている。

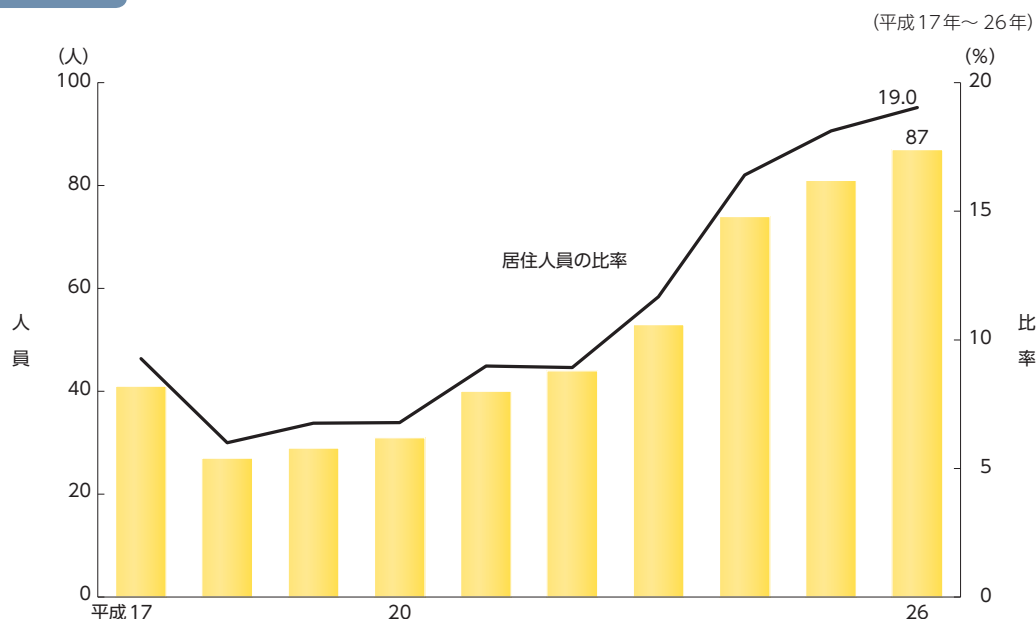
4 更生保護施設に対する支援

強姦及び強制わいせつの保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、いずれの保護観察対象者も、「両親と同居」の構成比が最も高いが、親族以外のもとに居住する保護観察対象者も一定の割合で存在している（2-5-6図参照）。強姦、強制わいせつ及び強盗強姦の仮釈放者のうち、このような親族のもとでは居住できず、更生保護施設等に居住する人員等の推移（最近10年間）は、3-2-5図のとおりである。更生保護施設等に居住する人員は、平成19年から増加し続け、26年は18年と比べると約3.2倍であり、更生保護施設等に居住する人員の占める比率も19年以降上昇傾向にある。

なお、法務省では、平成24年4月から、「性犯罪等対象者」の類型に認定された対象者等、自立更生に困難が伴うと認められる保護観察対象者を受け入れた場合に、国が支弁する費用（宿泊等の委託によって生ずる費用）を一定額加算する措置により、更生保護施設における一層の受入れを促進している。

3-2-5図

強姦・強制わいせつ・強盗強姦 仮釈放者の更生保護施設等居住人員等の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 「更生保護施設等」は、更生保護施設以外の委託先（自立準備ホーム等）を含む。
 4 「居住人員の比率」は、強姦、強制わいせつ及び強盗強姦の仮釈放者の保護観察開始人員総数のうち、更生保護施設等に居住する人員の占める比率をいう。

第3節 諸外国における地域社会での取組

諸外国における性犯罪者に対する再犯防止のための施策は、我が国においても導入、運用されている施設内及び社会内処遇における認知行動療法を基盤にした処遇プログラムのほか、特定の性犯罪者に対する不定期刑制度、社会治療施設への収容、情報登録・公表制度、受刑後も治療施設等へ収容する民事的収容制度等多岐にわたっている。また、国の施策の他に、民間が主体となって、児童に対する性犯罪を予防するための取組や、性犯罪で服役した刑務所出所者に対する支援活動が、地域社会における予防的取組として行われている。

諸外国において性犯罪防止のために採られている各種取組に関しては、過去の研究部報告^(*5)において、フランス、ドイツ、英国及び米国の各国における取組について概観しているところ、この節では、同報告では触れられていない地域社会における予防的取組について紹介する。具体的には、性加害者処遇学会（Association for the Treatment of Sexual Abusers）の2014年の年次大会で収集した情報等を参考に、諸外国における性犯罪者に対する地域社会での取組事例を紹介することとする。

1 性加害者処遇学会における予防に向けた取組

性加害者処遇学会は、1984年に設立された非営利の国際的・学際的な組織であり、世界各国の心理学者、ソーシャルワーカー、精神科医、法律家等、多岐にわたる専門分野の研究者や実務家で構成されている。学会の目的は、性加害（性犯罪より広い概念として捉えている。）に関する調査研究、研修、会員同士の学び合い等を通じて、性加害の防止に向けた、科学的な根拠に基づく施策や実務を推進することにある。学会内には「青少年」、「倫理」、「教育・訓練」、「国際」、「公共政策」、「研究」といった領域に加えて「予防」を主目的とした委員会も設置されており、近年では、刑事司法機関に係属した性犯罪者の再犯防止だけでなく、将来、性加害に及ぶリスクのある者に対する予防に向けた活動にも着目している。

2 児童に対する性加害を予防するための取組

「やめるのは今！」（Stop It Now!）は、児童に対する性加害を予防するための活動を行う

(*5) 法務総合研究所（2008）諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究－フランス、ドイツ、英国、米国－ 研究部報告 38

民間の組織であり、1992年に米国で始められ、その後、英国やオランダに広がっている。「やめるのは今！」は、児童に対する性加害を予防可能な社会問題として位置付け、当事者（性加害には及んでいないものの児童に対して性的な関心を抱いている潜在的な性加害者や、検挙されていない性犯罪者）と接触し、その行動の変化に向けた支援を提供することを通じて、児童に対する性加害を未然に防ぐことを目指している。具体的には、「児童に対する性的虐待は予防可能で、不可避のことではない」、「児童に対する性的虐待を阻止するためには、どのようにすればこれを防止できるかについて議論を始める必要がある」、「児童に対する性的虐待には、複数の機関による包括的なアプローチが必要であり、単に逮捕することで問題を解決することはできない」、「全ての大人は児童に対する性的虐待を防止する責任を負う」、「自分自身の思考や行動について懸念する大人は積極的に助けを求めべきである」といった理念の下、啓発キャンペーン等を通じて、一般市民に児童に対する性加害に関する情報を提供したり、関心を高めたりする活動を行っているほか、匿名での相談が可能な電話相談窓口を開設し、無料で相談を受け付けている。

英国及びアイルランドにおいては、電話相談の利用者が年々増加しており、電話相談窓口が開設された2002年から2012年までの間で相談件数は31,314件、相談人員は14,524人となっている^(*6)。利用者の内訳を見ると、自分自身の行動に懸念を抱いている大人からが17,051件（54%）、自分以外の大人の行動に懸念を抱いている友人、家族等からが7,425件（24%）、子供や若者の性的行動に懸念を抱いている保護者等からが1,380件（4%）、虐待被害に遭っているかもしれない児童を心配する大人からが1,195件（4%）、専門家からが2,168件（7%）、性的虐待のサヴァイヴァーからが807件（3%）、その他が1,288件（4%）であり、当事者はもとより、当事者の行動に懸念を示す周辺者からの相談も一定の割合を占めている。これら相談に対しては、その内容に応じて、助言や他の専門的な支援につなげるほか、繰り返しの電話相談を促すことで継続的な支援に取り組んでいる。

3 性犯罪で服役した刑務所出所者に対する支援活動

「支援と責任の輪」(Circles of Support and Accountability) は、1994年にカナダで始められた市民ボランティアによる性犯罪者の監督・更生支援活動であり、英国や米国でも同様の取組が行われている。その目的は、性犯罪者が再犯せず、かつ、有意義で責任のある人生を送るよう支援することであり、地域社会の市民ボランティア、専門家及び関係機関による監督指導と

(*6) STOP IT NOW! UK & Ireland Helpline & Campaign Report 2002-2012 より抜粋

生活援助が継続的に行われる。こうした取組は、修復的司法の理念に基づき、性犯罪者を地域社会から疎外するのではなく、再参入を促すことが、地域社会の安全を高めることにつながるといふ考えに拠っている。

具体的な活動としては、刑務所から出所した再犯リスクの高い性犯罪者（以下「コア・メンバー」という。）1人を、おおむね4人から6人の訓練を受けた市民ボランティアが担当する。こうした市民ボランティアがコア・メンバーを取り囲むイメージで、「内側の輪」を形成し、コア・メンバーからの相談に応じるとともに、様々な生活上の支援をする。特に、刑務所から出所直後の数か月間は、主担当の市民ボランティアが、ほぼ毎日、コア・メンバーと接触し、悩み事を聞いたり、生活支援をしたりする。また、市民ボランティアは、コア・メンバーの社会内処遇に携わる「外側の輪」と呼ばれる専門家（警察官、保護観察官、心理士等）から助言や支援を受ける。このように、内側と外側の輪の二重にコア・メンバーを取り囲む支援期間は、コア・メンバーの問題性等により長短はあるものの、カナダでは、最低でも1年間は続けられるという。

こうした「支援と責任の輪」の活動の効果については、未だ十分な研究の蓄積はないものの、近年、その再犯抑止効果に係る研究が幾つか発表されている。例えば、米国ミネソタ州における「支援と責任の輪」の取組を評価した研究^(*7)では、無作為化比較対照試験を用いて、その活動の再犯率低減効果を検討している。具体的には、無作為に割り当てられた「支援と責任の輪」への参加群31名と、対照群31名の追跡調査を行ったところ、再犯の指標として用いた五つの指標全てにおいて、参加群の方が対照群と比べて低く、そのうち三つにおいて有意差が認められたとしている。例えば、再逮捕に関しては、対照群では64.5%であったのに対して、参加群では38.7%であったと報告されている。サンプルサイズの小ささや追跡期間の短さなどの課題が指摘されているものの、おおむね肯定的な結果が得られている。

(*7) Duwe, G. (2013) Can Circles of Support and Accountability (COSA) work in the United States? Preliminary results from a randomized experiment in Minnesota. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 25 (2), 143-165.